

商標審査基準改正案の修正点

○第3条第1項第3号に関する審査基準

修正前	修正後
<p>3. (1) 国内外の地理的名称を表示する商標は、必ずしも指定商品又は指定役務がその地理的名称において現実に生産され又は販売されていること等を要せず、需要者又は取引者によって、その地理的名称において、<u>指定商品あるいは指定役務が生産され又は販売され並びに取引されている</u>であろうと一般に認識される場合は、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表すものとして、本号の規定に該当するものとする。</p> <p>特に、国家名（国家名の略称、現存する国の旧国家名を含む。）、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）及び地図を表示する商標は、指定商品の産地若しくは販売地又は指定役務の提供の場所を表すものと認識される蓋然性が高いことから、本号の規定に該当するものとする。</p> <p>(注)ここでいう国内外の地理的名称とは、<u>国家名、首都名、州名、県名、州都名、省名、郡名、県庁所在地名（県都）、旧国名、旧地域名、地方名、市、特別区、行政区画名、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼名、山岳名、河川名等を表すものをいう。</u></p> <p>(2) 地理的名称を表示する商標は、本号の規定に該当しない場合であっても、<u>本項第6号の規定に該当するものがあることに十分留意する。</u></p>	<p>3. (1) 国内外の地理的名称を表示する商標は、必ずしも指定商品又は指定役務がその地理的名称の<u>表示する土地</u>において現実に生産され又は販売されていること等を要せず、需要者又は取引者によって、その地理的名称の<u>表示する土地</u>において、<u>指定商品が生産され若しくは販売され又は指定役務が提供されている</u>であろうと一般に認識される場合は、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表すものとして、本号の規定に該当するものとする。</p> <p>なお、国家名（国家名の略称、現存する国の旧国家名を含む。）、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）及び地図を表示する商標は、指定商品の産地若しくは販売地又は指定役務の提供の場所を表すものと認識される蓋然性が高いことから、<u>原則として、本号の規定に該当するものとする。</u></p> <p>(注)「国内外の地理的名称」には、<u>国家、首都、州、県、州都、省、省都、郡、県庁所在地（県都）、旧国、旧地域、地方、市、特別区、行政区画、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼、山岳、河川、公園等を表す名称や地図が含まれるものとする（以下、第3条第1項第6号において同じ。）。</u></p> <p>(2) <u>国内外の地理的名称を表示する商標は、本号の規定に該当しない場合であっても、第3条第1項第6号の規定に該当するものがあることに十分留意する。</u></p>

○商標法第3条第1項第6号に関する審査基準

修正前	修正後
<p>5. <u>出願人やその同業者等の所在地・設立地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等を表した地理的名称を表示する商標又は一般に出願人やその同業者等の所在地・設立地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等を表したと認識させる地理的名称を表示する商標は、同項第3号の規定に該当しない場合であっても、本号の規定に該当するものとする。</u></p>	<p>5. <u>事業者の設立地・事業所の所在地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等（以下「事業者の設立地等」という。）の国内外の地理的名称を表示する商標又は事業者の設立地等として一般に認識される国内外の地理的名称を表示する商標は、第3条第1項第3号の規定に該当しない場合であっても、事業者の設立地等として多くの場合にすでに一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものであることを踏まえ、原則として、本号の規定に該当するものとする。</u></p> <p>9. <u>上記1.ないし8.に掲げる商標において、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号の規定に該当しないものとする。</u></p>